



いちご一会とちぎ国体 いちご一会とちぎ大会



令和 4 (2022) 年度いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
 広報誌「いちご一会通信」(第 12 号～第 15 号) 制作業務委託仕様書

1 業務委託名

令和 4 (2022) 年度いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会広報誌「いちご一会通信」(第 12 号～第 15 号) 制作業務委託

2 事業の目的

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会(以下「両大会」という。)の開催周知及び機運醸成のため、両大会の競技紹介や選手紹介、両大会に向けての広報活動、準備状況等及び開催や結果報告等に関する情報を発信する広報誌を制作することを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和 5 (2023) 年 2 月 28 日(火)まで

4 委託業務内容

広報誌を発行するにあたり、企画、取材・撮影、原稿作成、デザイン・レイアウト等編集全般、印刷等の業務を行う。

5 納品する成果品及び期日

(1) 規格

- ア A 4 判フルカラー
- イ 第 12 号・第 13 号は合併号とし、12 ページ
- ウ 第 14 号：8 ページ
- エ 第 15 (いちご) 号：16 ページ
- オ 各ページに音声コードを貼付し、規格に対応した切欠き加工を行うこと。

(2) 内容

【以下のコンセプトで広報誌を制作すること】

- スポーツの魅力を伝え、若い世代の興味を引くような企画や構成を盛り込んだ広報誌とすること

【以下の内容を盛り込んだ広報誌を制作すること】

各号共通	(ア) 表紙 (イ) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会に関すること (ウ) 競技に関すること
------	--

各号共通	(エ) 選手に関すること (オ) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること (カ) 事務局連絡先 (キ) 環境配慮 (ク) 企業協賛ロゴ掲出 (ケ) その他、実行委員会が指定する内容
------	---

第 12・13 合併号	(ア) 第 22 回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会の競技風景、参加者コメント (イ) 国体への出場を目指す選手の紹介 (ウ) 両大会で実施する競技の紹介 (エ) 会場地市町の紹介
----------------	---

第 14 号 開催直前号	(ア) 両大会の概要・見どころ (イ) 両大会競技スケジュール (ウ) 両大会開閉会式 (エ) おもてなし広場の紹介 (オ) ボランティア、都道府県応援団、デモスポ (カ) 両大会の開閉会式に係る交通規制等のお知らせ (キ) 観戦ガイドブックの紹介
-----------------	--

第 15 (い ちご) 号 最終号	(ア) いちご一会とちぎ国体総合開閉会式 (イ) 上位入賞者一覧、競技風景 (正式・公開・特別)、活躍選手写真 (ウ) いちご一会とちぎ大会開閉会式、結果一覧 (エ) 競技風景、活躍選手写真 (オ) 両大会を支える人 (各種ボランティア・スタッフ) の活動写真・コメント (カ) 環境配慮の取組
-------------------------	--

※各号音声コード用の原稿 (テキストデータ) を作成し、実行委員会の確認を受けた後、音声コードを作成し、正しく読み上げを行うか確認すること。

(3) 用紙

再生コート紙 A 列本判 110kg 程度

(4) 数量

ア 第 12・13 合併号及び第 14 号は各 25,000 部

イ 第 15 号は 40,000 部

(5) 納品

ア 第 12・13 合併号 令和 4 (2022) 年 6 月 30 日

イ 第 14 号 令和 4 (2022) 年 8 月 31 日

ウ 第 15 号 令和 5 (2023) 年 1 月 20 日

※ 納品時に広報誌の誌面をホームページに掲載できるよう、データ (PDF 形式及び JPEG 形式) を CD-R (DVD-R) にて納品する。

※ 校正 3 回程度

6 納品先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

(栃木県国体・障害者スポーツ大会局内 総務企画課内)

7 著作権の取扱

- (1) 成果品の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)、その他の一切の権利は、栃木県またはいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 (以下「県実行委員会」という。) に帰属するものとする。
- (2) 受託者は成果品にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (3) 成果品に関して、提案者以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて提案者の責任において処理する。
- (4) 実行委員会は、受託者が撮影し、当該成果物に掲載した画像データ及びイラストやグラフなどのデータを原則として両大会関係の広報等に二次使用を行うことができるものとする。
- (5) 受託者が撮影し、本誌に掲載した画像データについては、実行委員会に無償譲渡すること。その際、撮影写真のデータは圧縮せずに、CD で渡すこと。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

9 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、事務局に履行期間の延長変更を請求することができる。

10 両大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 両大会又は国体、大会のどちらかを中止、一部中止、規模縮小等した場合の業務内容及び委託額の取扱いについては、実行委員会と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 実行委員会が本業務委託に係る内容変更又は精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は、実行委員会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを、実行委員会の指示する日時までに提出すること。

11 その他

本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。